スマートシティ海外展開に関する有識者会議設置要綱

令和 3年 4月20日 制 定 令和 7年 8月 1日 最終改正

(目的と設置)

第1条 国土交通省において、「日 ASEAN 相互協力による海外スマートシティ支援策 (Smart JAMP)」をはじめとするスマートシティ海外展開推進事業等に係る施策の具体化及び推進を図り、もって海外におけるスマートシティの実現を図るとともに、本邦企業による海外展開を促進するため、「スマートシティ海外展開に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、スマートシティ海外展開推進事業その他のスマートシティの海外展開の 促進に係る施策の具体化及び推進を図るため必要な事項について審議する。

(組織)

- 第3条 会議に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 座長は、会議を主宰する。
- 3 座長が会議を欠席する場合は、座長の指名した委員が座長の職務を代行する。

(会議)

- 第4条 会議は、座長の確認を得たうえで事務局が招集する。
- 2 会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の開催)

- 第5条 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。
- 2 事務局は、前項の規定に基づく会議の開催が困難であると判断した場合には、座長の 確認を得た上で、必要な書類を委員に送付し、その意見を聴取することができる。

(運営方法)

第6条 会議の運営は、合議によることを原則とする。

(議事の公開)

- 第7条 会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、委員の意見を聴 取した上で、これを非公開とすることができる。
- 2 会議の資料及び議事概要は、原則公開するものとする。ただし、座長が必要と認める場合は、委員の意見を聴取した上で、会議の資料及び議事概要の一部又は全部を非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、審議の過程で知り得た個人情報又は秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 会議の運営に関する事務は、総合政策局国際政策課(グローバル戦略)が行うも

のとする。

(任期)

- 第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中で委員が欠けた場合の補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会議 に諮って定める。

(附則)

第12条 本要綱は、令和3年4月20日から施行する。